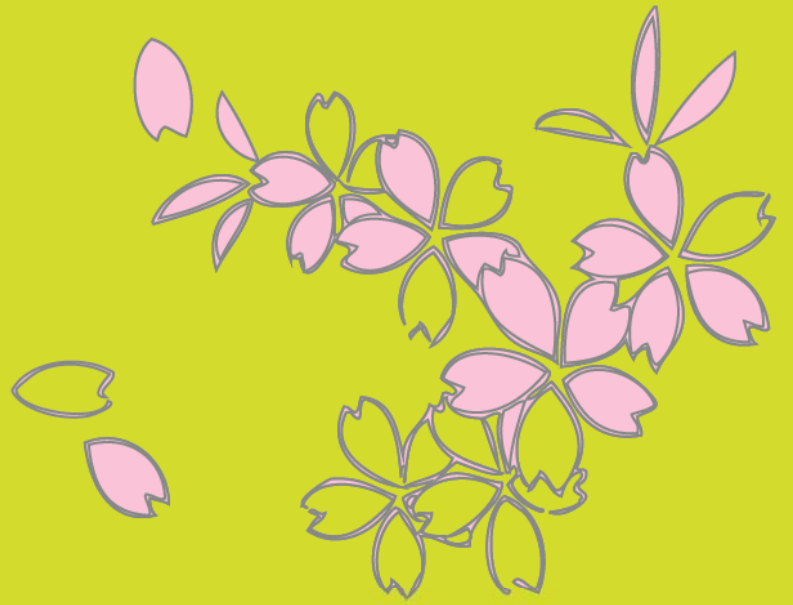




第 I 部 基本構想の概要



1 章 基本構想策定の趣旨

1. 基本構想の趣旨

まちづくりの総合計画の根幹となる基本構想は、制度改革や地方分権が進む時代の社会動向や、まちづくりの協働の担い手である市民のニーズを踏まえて、計画的で総合的な名護市のまちづくりに取り組んでいく大きな方向性を示すものです。すなわち、沖縄本島北部地域の中心的な都市にふさわしい「こんな名護市の姿を実現していく」という決意をまちづくりの基本理念として示します。

そして、その実現のために、6つのまちづくりの目標と土地利用の方向性を掲げ、市民と行政が協働して取り組む名護市のまちづくりの指針とします。

2. 計画期間

基本構想の計画期間を 2009 年度(平成 21 年度)から 2018 年度(平成 30 年度)までの 10 年間とします。基本構想を支える基本計画は、前期 5 年・後期 5 年の計画とし、これに基づく実施計画を毎年策定します。

3. 計画人口

2018 年度(平成 30 年度)における人口を 7 万人とします。

本市の人口は、自然動態で増加しており、また、社会動態も近年増加の傾向にあります。豊かな自然と調和した住み良い環境づくりを進めるとともに、高次都市機能の拡大、金融・情報通信関連企業の誘致、集積の推進による雇用の創出を図り、今後更に人口の増加をめざします。

2章 まちづくりの基本理念

私たちは、緑深い山々とどこまでも開けていく碧い海に抱かれて、暮らしています。山・川・海の大自然は、多くの命を育み、遠い祖先の時代から山・川・海の恵みを分け合う「和」の文化を継承してきました。

私たちの暮らしの「根」になる結いの心や穏やかな協調性は、「和」の文化的土壌から育まれたものです。市域隣人との「和」は、やんばる広域社会から国際社会の「和」にまで、普遍に展開する誇らしい市民性です。

これまで名護市においては、3次にわたる総合計画を策定し、「ともに生きる」、「自らはばたく」、「響きあう」を基本理念に、豊かな自然を生かしたまちづくりに取り組んできました。

これからも私たちは、「ともに生きる（共生）」、「自らはばたく（自治）」、「響きあう（協働）」を基本理念に、名護市のまちづくり・ひとづくり・暮らしづくりのすべてにおいて、「和み（なごみ）」の志をいきわたらせるまちづくりを展開していきます。

○ともに生きる

～人、自然、地域社会が生命豊かに支え合うまち～ **「共生」**

私たち名護市民は、意見や立場を異にする者が互いに相手の存在価値や個性を認め合うとともに、豊かな自然や限られた地球環境を維持しながら、人と自然と地域社会が生命豊かに支え合う「共生」のまちづくりをめざします。

○自らはばたく

～伸びやかに自分らしくはばたける誇りに満ちたまち～ **「自治」**

市民一人ひとりが自分らしい個性を育み、伸ばし、それぞれの個性が輝きながら、多様性にあふれ、自らの責任において主体的に行動していく姿勢をもった「自治」のまちづくりをめざします。

○響きあう

～まずの一步が力を結集し、大きく鼓動するまち～ **「協働」**

名護市においては、老若男女がそれぞれの持てる力を自らの主体的・自発的な意思により、「まずの一步」を踏みだし、その動きに共感した市民の協力が大きなエネルギーとなり、活動の輪が広がっていく「能動」から「協働」へと展開していくまちづくりをめざします。

3章 まちづくりの目標

人と自然が響きあい 未来をひらく 和みのまち

3つのまちづくりの基本理念の下に、これまでのまちづくりを更に継続発展させるため、経済や環境問題、地球の平和と安定等地球規模での新たな視点を加えながら、市民の暮らしを支える福祉や教育、産業振興、良好な都市環境・居住環境の形成等において、「和み（なごみ）」の志をいきわたらせるまちづくりを展開していきます。

このため、人と自然がともに響きあいながら、世界に誇れる名護市を発信しつつ、新しい未来を創造していく目標として「**人と自然が響きあい 未来をひらく 和みのまち**」を掲げます。

1. 支え合いの心で結ぶ 笑顔あふれるまち

子どもから高齢者まで地域の支え合いによって、互いを尊重し合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられる名護市をめざします。

このため、児童、高齢者、障がい者(児)等に対する適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、地域での見守り体制や社会参加しやすい環境づくりへの支援を行います。また、どのライフステージにおいても、心身ともに健康で生きがいを持続けることができるよう市民の健康づくりを支援します。

2. ふるさとに誇りを持ち 心豊かな人を育むまち

名護市の歴史や文化に誇りを持ち、積極的に地域活動やまちづくりに参加する人づくりをめざします。

自らの将来に夢と希望が持てる児童・生徒を育成するため、確かな学力と豊かな感受性を育む学校教育を推進します。また、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを守り育み、いつでも、どこでも、誰でも勉強できる生涯学習社会の実現に向け取り組むとともに、地域やまちに対しての愛着を深め、スポーツの振興、新たな市民芸術文化の創造に努めます。

さらに、国内外や市内外との市民交流を促進し、すべての人が、お互いに理解し、尊重し合う社会の実現をめざします。

3. 自然の力を生かし創るエコな自立型産業のまち

亜熱帯の豊かな自然環境を生かしながら、誰もがやりがいのある多様な職業と新たなビジネスチャンスに恵まれた持続性のある自立型産業の構築をめざします。

そのため、経済活動の基盤となる自然との調和を基調に、その資源・エネルギーを活用した経済活動や景観的優位性を生かした企業の立地等による新たな産業構造の構築を進めます。また、産学官、農商工等の多様な主体の連携で農地、森林、海洋資源等を生かした豊富な地場産品を創り、沖縄本島北部地域の物流・物産・集客の拠点として活気のある産業振興をめざします。

4. 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

本市の有する豊かで貴重な自然環境を保全し、次の世代に継承していくとともに、自然と調和した快適で利便性の高いまちづくりを進め、誰もが「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じることができる、魅力あふれる名護市をめざします。

そのため、土地利用の適切な誘導を行いながら、自然環境に配慮した都市基盤の整備・充実を進めるとともに、循環型社会の実現や、安全・快適な居住環境づくりに向けて、市民と行政等が互いに協力した取り組みを進めます。

5. 健全な行財政運営と協働のまち

行財政運営がますます厳しさを増すなか、地方分権の進展や道州制の導入により、今後は、国・県・市町村の役割が大きく変わる可能性があります。その一方で、行政サービスに対する市民ニーズはますます多様化しており、効率的で柔軟性のある行政運営が求められています。

市民と行政が協働して工夫のあるまちづくりを推進していくために、常時、分かりやすい市政情報の提供に努めるとともに、市民と行政の相互の特性を認め、地域が抱える問題解決や共通の目標に向かって努力していきます。加えて、市民の視点に立ったニーズの把握を行うとともに、行政の各分野が相互に連携することで、総合的で一体的な行政サービスの提供に努めます。

また、市民生活のあらゆる場面において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現をめざします。

さらに、事務事業評価に基づく適切な行政サービスの提供や、柔軟かつ効率的な行政組織の構築・運営の推進、職員一人ひとりの能力向上を図ることで、行政課題に対し迅速に対応できる効率的な組織体制の構築に取り組みます。また、財源の確保や支出の抑制、効率的な財政運営を常時点検チェックすることにより持続可能な行財政の運営を行います。

6. 基地問題への対応

基地から派生する事件・事故等の未然防止を図るとともに、基地問題に適切に対処し、市民の安全・安心な暮らしを守ります。

普天間飛行場代替施設については、地域の住民生活、産業活動及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないよう、最大限の配慮を行うとともに、地元をはじめ関係機関等の意向を踏まえ、適切に対応します。また、東海岸地域の振興についても継続的に取り組みます。

4章 土地利用構想

本基本構想で掲げたまちづくりの理念及び6つのまちづくりの目標を実現していくために、土地利用についてもこれらを踏まえて以下の基本的な考え方に基づいて取り組んでいきます。

1. 豊かな自然環境と共生する土地利用

名護市は、多野岳、名護岳、久志岳等の山々と太平洋、東シナ海の2つの海に面する豊かな自然に恵まれたまちです。これらの豊かな自然を背景とした土地利用は、経済活動や文化活動等の基盤となり、私たちに豊かな生活をもたらしています。

名護市の古くからある集落では、背後の山地を源とする大小多くの河川が発達し、低地部ではその河川を利用した水田・畑等の土地利用が展開されています。このように沖縄本島北部地域は、河川を中心に山地～丘陵～低地～集落～海域が一体となった「やんばる型土地利用」による集落が形成される等、自然環境と調和した土地利用の展開により、発展してきました。

本市の財産である豊かな自然を次代に継承していくため、中核的都市としての機能の維持及び強化を図りながら、より自然との調和に配慮した土地利用の推進が重要です。

したがって、豊かな自然環境に配慮した土地利用を基本原則とします。そのため、森林や河川環境を守り育てるとともに、海域の汚染を抑制するよう配慮した土地利用をめざします。また、海岸地域や丘陵地域における浸食や崩壊を防ぎながら、海岸保全地域や保安林、風致林等についても適正な保全を図り、景観に配慮しながら豊かな自然を生かした土地利用をめざします。

2. 都市機能の集約と農村地域の発展

沖縄本島北部地域は古くから「やんばる（山原）」と呼ばれ、それぞれ地域が特色ある多様な個性を有しながら、人的交流や文化的交流、行政の連携も盛んに行われています。

このように交通の要衝として名護湾沿岸に形成された市街地には、産業、医療、教育、行政等の都市機能が集積し、沖縄本島北部地域の中核としての役割を担っています。このため、市街地においては、今後とも沖縄本島北部地域の住民ニーズに応えうる高次都市機能を備えた安全で快適な土地利用をめざします。

また、農村地域においては、農業振興や定住人口及び交流人口の受け入れ等、地域がそれぞれの特徴を生かしながら発展できるような活力と安らぎのある土地利用をめざします。

本市の重点施策である金融業務特別地区並びに情報通信産業特別地区では、他地域にはない特色ある特区としてのまちづくりをめざすため「金融・情報通信国際都市構想の推進」に基づいたインフラ整備を進めるとともに、調和のとれた発展性のある土地利用を行います。

このようにそれぞれの土地が有している特性を生かしながら、居住環境や農林水産業及び商工業、観光業等の生活環境や経済活動を支える土地利用をめざします。

3. 土地利用の規制・誘導

土地はそれぞれの所有者に帰属している貴重な財産です。その一方で、土地は空間的な広がりを持ち、農地や宅地、森林等様々な利用が競合し、相互に影響を及ぼしあうことから、公共的性格を有するものといえます。したがって、その利用に当たっては、公共の福祉を実現する観点から、必要に応じて土地利用計画等に基づく利用規制や適正利用への誘導を進めます。

そのため名護市がめざす土地利用の方向性について、現在の土地利用状況や地域条件を踏まえつつ、市民参加による議論を通じて土地利用についての共通認識の下に土地利用計画等の策定に取り組めます。



名護市街地の眺望